

農業委員会議事日程

日 時：令和3年7月28日（水）午前10時00分
場 所：千曲市役所 301大会議室A

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
11. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
 - (4) 令和2年度農業委員会事務報告について
12. 協議事項
 - (1) 空き家に付随した農地の別段面積について
 - (2) 農地相談会及び秋の農地パトロールについて
13. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名
農地利用最適化推進委員
山崎 健樹 外 12 名

事務局出席者
事務局長 中村 利信
事務局次長 大友 誠
農地係担当係長 宮坂 昌吉
農地係主査 平原 俊美
農地相談員 宮嶋 和義

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和3年7月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
大友次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本 一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ござい ませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する に、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 9番 緑川 忠一 委員、10番 伊藤 尚子 委員の両委員をお願いいたしま す。 それでは、日程第5、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。 事務局から朗読、説明をお願いいたします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第6、議案14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2番岡田委員

2番の岡田です。1番案件2番案件について、担当委員と現地確認をしましてしたので、ご報告いたします。

1番案件ですが場所は、打沢区の国道18号線沿いの〇〇定期自動車東側に隣接する田で、畑として利用されています。現在、申請者住んでいる住宅を取り壊し、隣接する土地を合わせて住宅を新築する申請です。申請にあたり現在の住居の一部が隣接する農地に越境していることが分かり、顛末書が提出されています。周囲は北側に申請者所有の店舗、東側に水路を合わせた道路、南側・西側が宅地で隣接農地はありません。境はコンクリート擁壁、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、一部越境していたための追認ですが問題ないと思います。

続いて2番案件ですが、場所は杭瀬下区で新体育館の北側50m程にある畑で、貸駐車場にする申請です。既に一部は貸駐車場また携帯電話基地局として使用している土地の一部を貸駐車場とする申請です。周囲は北側・西側が水路を合わせた道路で、南側が宅地、東側が農地と接しており、隣接農地耕作者の同意を得ています。造成は現状に碎石を10cm敷き、雨水は地下浸透、汚水は無く問題はないと思います。

12 番荒井会長

3 番案件について説明いたします。場所は、稲荷山のホームセンター〇〇の北側、給食センターの南側、国道 403 号線の東へ 100m の場所です。申請地につきましては、自宅の前の田を所有しておりますが、宅地分譲のために売却し転用することから、今まで雨水を田に放流していましたが、物置の屋根の雨水を処理するための排水路を作るための土地を転用するものであります。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 14 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 14 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第 7、議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。場所は桜堂区で国道 18 号線の〇〇病院横の桜堂の信号から東へ 100 m 程行った畑で、畑の 2/3 程が平成 29 年に農業用倉庫と駐車場として 5 条申請された土地ですが、当初の申請者は体調を崩し中止したことで、顛末書が添えられております。承継人は、国道 18 号線の杭瀬下信号付近の右折車線拡幅により住宅を立ち退くことになっておりまして、この変更については周囲に農地はなく、やむを得ない事由と判断いたしました。

議 長

当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第8、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2番岡田委員

2番岡田です。1番案件から4番案件について報告いたします。

1番案件ですが、場所は打沢区で国道18号線の打沢信号から東側に250m程の場所にあります、地権者4名、6筆の田畑を合わせて40aの土地に15区画の宅地分譲をする申請です。周囲は東側に市道、北側は宅地と畑、西側は五十里川、南側に宅地・水路及び一部田があり、2名の隣接農地耕作者の同意を得ています。法面は土留めを施し、雨水は浸透柵を設置、汚水は下水道接続、南側を流れる水路は現状のままで問題はないと思います。

続いて2番案件ですが、5条の計画変更申請の1番案件と同一の内容でありまして、一部畑で残されていた土地に変更申請された土地と合わせて、住宅を建築する申請です。周囲は北側が宅地、西側・南側・北側が道路で、隣接する農地はありません。土留めは現状のままで、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題はないと思います。

続いて3番案件ですが、場所は新田区で千曲川堤防沿いにあるゴルフ練習場〇〇から、70m程北に位置する畑で、8戸のアパートを建設する申請です。周囲は東側に道路、北側に宅地、一部畑が隣接しています。西側は畑ですが、荒れた状態になっております。南側は、コンクリートの土留めがあり、その南側が通路で宅地になっております。3件の隣接農地耕作者がいますが、同意を得ています。雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題はありません。

4番案件ですが、場所は中区で平和橋東側信号より、南へ300m程いった堤防道路より、30m程東に位置する田に住宅を建設する申請です。周囲は南側に道路、東・西・北側が宅地で、隣接農地耕作者の同意を得ています。境界はコンクリートによる土留め、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題はないと思います。

14番保木野委員

14番保木野です。5番、6番案件ですが、現地確認をしましたので報告いたします。

5番案件の場所は、一重山の東100m、北には県道白石線、東に北陸新幹線があり

ます。周辺農地の地権者7名の同意を得ています。雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないことを確認しました。

6番案件ですが、西にしなの鉄道、東に屋代高校のグラウンド、南は〇〇クリニックの駐車場があります。周辺に農地はありません。雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないことを確認しました。

5 番北澤委員

5番北澤です。過日、7番、8番案件について関係委員3名と現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

7番案件ですが、これは4条の3番案件と関連している案件で、場所は稲荷山の給食センターとホームセンター〇〇のちょうど中間あたりにありまして、国道403号線から100m程東へ行ったところで、そこに6件の建売住宅を建築する案件です。法面はコンクリートの擁壁を設置し土砂の崩落を防ぎ、雨水は浸透ますの対応です。また汚水は下水道接続で問題ありません。

続いて8番案件ですが、場所は桑原の佐野入りロバス停を佐野方面へ100m程上がった場所です。南側が道路で、西側が親のりんご園になっています。東側と北側は畑で、一部野菜を作付けされていますが、そのほかは荒れた状態です。親のりんご畑の一部に息子が住宅を建てるとのことです。法面はコンクリート擁壁、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ありません。

7 番綿貫委員

7番綿貫です。過日、関係員と現地確認をしましたので報告いたします。

9番案件ですが、息子が裏の土地へ住宅を建てるということです。場所は、県道77号線の辻の交差点から西へ300m程入ったところ。南側は道路、東側は母親の宅地、北側と西側は母親の土地でここに住宅を建てるということです。雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で特に問題ありません。

13 番高松委員

13番高松です。10番案件について関係委員3名で確認しましたので報告いたします。場所は代から県道を右折し、市道を羽尾方面に20m程進んだ左側で、市道を挟んで西側また北側には工場、東側には企業の事務所、南側は申請者が今まで借りていた駐車場で、申請地に直接接する農地はなく、また登記簿の地目は田になっておりますが、現況は無耕作で荒廃しております。用途は駐車場で、隣地と段差が生じるため、コンクリート土留めを施し、周辺への土砂の流出を防止するとのこと。また隣接者の同意も得ていることから問題ありません。

9 番緑川委員

9番緑川です。11番案件について関係委員で現地確認を行いました。場所は、千曲線の上徳間信号から南へ100m程入ったところ。住宅の中に残された道路に囲まれた三角地の小さな農地です。現在草地になっていますが、周辺は農地に接してなく、駐車場にしますが排水なども問題ないと思います。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第9、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第10、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり可決、決定されました。

議長 以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第11、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
大友次長 (2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
宮坂担当係長 (3)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
大友次長 (4)令和2年度農業委員会事務報告について

議長 説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議長 よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第12、「協議事項」に入ります。
協議事項(1)空き家に付随した農地の別段面積について、事務局から説明をお願いします。

中村局長 ……説明……
建設課 西澤係長

議長 説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

11 番嶋田委員 森・倉科方面につきましては、空き家に付随した農地は沢山あります。これは積極的に取得しやすくしないと、空き家解消にならないので是非推進していただきたいと思います。

4 番栗原委員 1aということですが、どの程度の農地を想定しているか。

建設課 西澤係長 空き家バンクに登録してある宅地に、隣接する小規模な農地を対象に考えています。

4 番栗原委員	例えば 60 歳を過ぎた人が田舎にきて耕作した場合、長く耕作できずにそこが荒廃地になってしまうのではないか心配である。
建設課 西澤係長	空き家を取得した人が、転用する選択肢もあると思う。
6 番島田委員	空き家で困っている所は全国にあり、出来るだけ空き家を減らすためにも面積を下げるについて賛成です。
8 番渡邊委員	付随する農地が 1a 以下のものは、どのくらいありますか。
建設課 柄沢主任	現在 1a 以下はありませんが、過去に登録を止めた案件で 1 件ありました。
8 番渡邊委員	基本的には賛成です。小さい農地はその家からしか入れないので、他の人に貸すことが出来ないし、取得する人もいない。1a 以下に下限を下げてもいいと思います。
6 番島田委員	1a 以上にすれば大体救えるんですか。
建設課 西澤係長	現状は分かりません。
6 番島田委員	いずれにしても取得希望の人が、取得できるようにしてもらいたい。
議 長	よろしいですか。先へ進めます。 続いて、協議事項 (2) 農地相談会及び秋の農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。
平原主査	……説明……
議 長	説明が終わりました。 それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
15 番長門委員	農地パトロールの関係ですが、遊休農地の区分が A から D までありますが、例えば姨捨の棚田などは D になるのでしょうか。
平原主査	難しいところではありますが、C か D になるかと思います。基本的には C の山と平地の境目ということで、ご判断いただければと思います。
議 長	よろしいですか。先へ進めます。 続いて、日程第 13、「その他」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和3年7月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午前 11 時 56 分